⑶　制限区域の設定方法

①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

②　移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア　制限区域内の家きんの所有者、市町村及び関係機関への通知

イ　報道機関への公表等を通じた広報

ウ　主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

⑷　家きんの所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

⑸　制限区域内の農場への指導

都道府県は、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認された場合には、制限区域内の全ての家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を移動又は搬出制限の解除日まで報告するよう求める。

①　同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の２倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②　家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合

③　５羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

２　制限区域の変更

⑴　制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

⑵　制限区域の縮小

１の⑴の①のア又は⑵の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径３キロメートルまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径１キロメートルまで縮小することができる。その際、高病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径５キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域をそれぞれ搬出制限区域として設定する。

３　制限区域の解除

⑴　高病原性鳥インフルエンザの場合

①　移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（１回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の２の⑵の清浄性確認検査により全て陰性を確認すること。

イ　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

②　搬出制限区域

①のアの清浄性確認検査により全て陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

⑵　低病原性鳥インフルエンザの場合

①　移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、⑴の①の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

②　搬出制限区域

第12の２の⑴の発生状況確認検査において、制限区域内の全ての農場で陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

４　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

⑴　生きた家きん

⑵　家きん卵（ただし、ＧＰセンター等で既に処理されたものを除く。）

⑶　家きんの死体

⑷　家きんの排せつ物等

⑸　敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

５　制限の対象外

⑴　移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

①　次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、第10の４の⑴により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷することができる（移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。）。

ア　当該農場について、第12の２の⑴の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ　出荷日から遡って３日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性と確認された家きんと同一の家きん舎であること。

②　家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

ア　食鳥処理をする当日に移動させる。

イ　移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。

ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ　荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。

オ　車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。

カ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク　移動経過を記録し、保管する。

⑵　移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のＧＰセンターへの出荷

臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の４の⑵により事業を再開したＧＰセンター又は移動制限区域外にあるＧＰセンターに出荷することができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

⑶　移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

①　臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷することができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア　移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ｱ)　第10の４の⑶により事業を再開したこと。